平成２１年（フ）第７２７号
大分県別府市大字南立石2246番地
債務者　冨永　和幸
1　決定年月日時　平成22年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第８４３号
鹿児島県鹿児島市武岡５丁目31番82―45号
債務者　夏越恵利子
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第８７７号
福岡県福岡市博多区東光２丁目18番10―503号
債務者　栁　ひとみ
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第８９３号
鹿児島県鹿児島市本名町508番地７
債務者　竹下　洋子
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第８９４号
鹿児島県鹿児島市玉里団地３丁目15番６号
債務者　松元　郁子
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第８９９号
鹿児島県鹿児島市皇徳寺台５丁目１番15―14号
債務者　道地　圭一
1　決定年月日時　平成22年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第４号
鹿児島県鹿児島市田上５丁目５番７号
債務者　東　　玄理
1　決定年月日時　平成22年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第１８７号
鹿児島県阿久根市波留3804番地
債務者　鶴園美和子
1　決定年月日時　平成22年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２１年（フ）第１９９号
鹿児島県薩摩川内市高江町5273番地３
債務者　平原　信広
1　決定年月日時　平成22年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２１年（フ）第２００号
鹿児島県出水市住吉町20番11号
債務者　白倉　直美（旧姓森）
1　決定年月日時　平成22年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２１年（フ）第２０５号
鹿児島県鹿屋市川西町3960番地１
債務者　繁昌　寛美
1　決定年月日時　平成22年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２１年（フ）第１７４７号
仙台市青葉区小松島４丁目24番11号　ホワイトファミール小松島205
債務者　中田　美子
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１８５１号
仙台市青葉区荒巻中央２番３号、申立時の住所仙台市青葉区荒巻神明町20番25―313号
債務者　谷津田勝之（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１８５９号
仙台市宮城野区福室６丁目19番９―308号
債務者　佐藤千恵子
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１８６４号
宮城県宮城郡利府町中央１丁目13―４　ラ・フォーレ泉Ⅱ―101、住民票上の住所秋田市仁井田緑町５番８号
債務者　木元　翔志（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１８８２号
仙台市泉区南光台５丁目22番38号
債務者　永山　聡美
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１８８６号
仙台市青葉区中山８丁目９番８号、住民票上の住所仙台市青葉区中山８丁目13番25―509号
債務者　長峰　健児
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１８８７号
仙台市青葉区中山８丁目９番８号、住民票上の住所仙台市青葉区中山８丁目13番25―509号
債務者　長峰　祐子
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係